

議案第5号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第1条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（<u>第5条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的</u>）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) <u>心身の故障により前条第1項又は第41条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（<u>前条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的</u>）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこ</u></p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p>

とができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3～7 略

(2) 破産者で復権を得ない者

3～7 略

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。